

議案第 19 号

筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う
関係条例の整備に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う
関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 29 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、
同条第 4 項後段中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、
当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「市規則で定める者」を「市規則で定める者（第 15 条の 3 第 1 項において
「配偶者等」という。）」に改める。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを

申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第16条第3項中「前条第3項」を「第15条の2第3項」に改める。

（筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「同法附則第9条第3項」を「同法附則第9条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行の日」）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行の日以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする第1条の規定による改正後の筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行の日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。